

I. 自動車検査関係

1. 受 検 案 内

(1) 自動車検査手引き

1. 新規検査（新規登録の際受ける検査）及び予備検査

- (1) 新規登録、検査申請書
- (2) 手数料納付書
- (3) 検査票
- (4) 点検整備記録簿
- (5) 登録識別情報等通知書または自動車検査証返納証明書（中古車）
- (6) その他
 - (ア) タンク証明書（爆発性液体を輸送するタンク車のみ）
 - (イ) 改造自動車等審査結果通知書（改造自動車のみ）
 - (ウ) けん引重量計算書（セミトレーラーをけん引する車両のみ）
 - (エ) 自動車通関証明書（輸入自動車のみ）
 - (オ) L P ガス等燃料装置検査成績表（L P ガス車・C N G 車）
 - (カ) 自重計技術基準適合証（土砂等を運搬する大型ダンプ車のみ）

2. 構造等変更検査（車両の長さ、巾、高さ「注」、乗車定員、積載量、車体の形状、原動機の型式、燃料の種類、自家用・事業用の別、用途、被けん引車にあっては、けん引車の車名又は型式等を変更するとき）

（注：自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）による取扱いで構造変更該当しない場合を除く。）

- (1) 自動車検査証記入申請書
- (2) 手数料納付書
- (3) 検査票
- (4) 自動車重量税納付書
- (5) 自動車検査証
- (6) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (7) 点検整備記録簿
- (8) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（納税証明書）ただし、二輪自動車は除く
- (9) その他必要書類
 - (ア) タンク証明書（爆発性液体を輸送するタンク車のみ）
 - (イ) 改造自動車等審査結果通知書（改造自動車のみ）
 - (ウ) L P ガス等燃料装置検査成績表（L P ガス車・C N G 車）
 - (エ) 自重計技術基準適合証（土砂等を運搬する大型ダンプ車のみ）

3. 継続検査

- (1) 継続検査申請書
- (2) 検査票（右欄に手数料印紙貼付）

- (3) 保安基準適合証（指定整備の場合）
- (4) 自動車検査証
- (5) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (6) 点検整備記録簿
- (7) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（納税証明書）
- (8) 自動車重量税納付書（検査証に有効期間を記入する時点に提出する）
- (9) その他必要書類
 - (ア) L P ガス等燃料装置検査成績表（L P ガス車・C N G 車）
 - (イ) 自重計技術基準適合証（土砂等を運搬する大型ダンプ車のみ）

4. 再検査の取扱い

(1) 検査当日の取扱い（再入場）

① 概要

国から審査依頼があった日の審査時間内に限り、初回の入場を含めて3回まで（すなわち、再入場は2回まで）に制限されます。

これにより、当日の審査時間内かつ制限回数内に合格しない場合には、限定自動車検査証の交付を受ける等により、改めて検査申請を行うことが必要となります。

② カウント方法

継続検査の場合は、保安コースなどに入場した回数をカウントします。

新規検査・予備検査又は構造等変更検査で諸元測定を伴う場合は、計測コース及び保安検査コースに入場した回数を計測コース又は保安コースの別毎にカウントします。（すなわち、計測コースに3回まで、保安コースに3回までの入場が可能となります。）

(2) 検査日の翌日以降の取扱い

- ① 有効な限定検査証の交付を受けている場合は、限定検査証に記載された不適合箇所を審査します。
- ② 新車、構造等変更検査など限定検査証の交付を受けられない場合は、初めての申請と同じ扱いになり、全ての審査項目を再度審査します。

*いずれの場合も必ず国の窓口で受付を済ませてから、検査コースに入場して下さい。

車検手続きのデジタル化のお知らせ

令和5年1月1日より

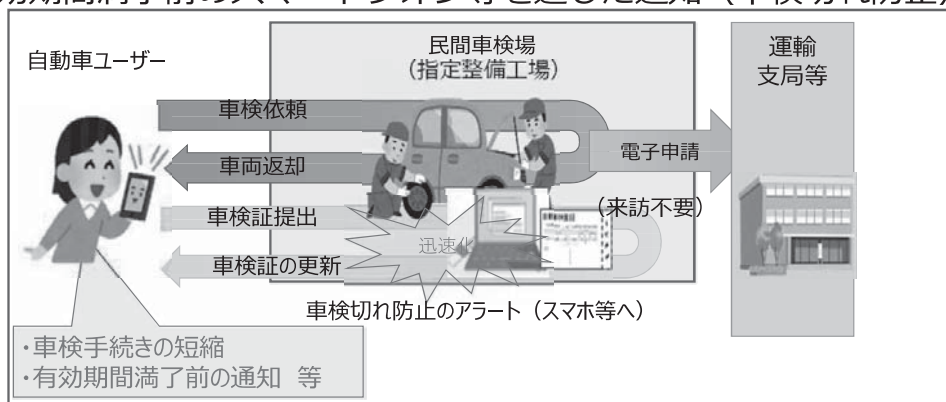
概要

- 令和5年1月以降、車検証電子化等の車検手続きのDX化を推進し、ユーザーの利便性を向上します。
- DX化の推進に伴い、令和5年1月1日より、自動車の検査の際に、国及び軽自動車検査協会に支払う法定手数料が変更されます。

<具体的な利便性向上策>

○自動車検査証の電子化

- 民間車検場における車検手続きの短縮
- 車検有効期間満了前のスマートフォン等を通じた通知（車検切れ防止）



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉令和6年1月1日

○キャッシュレス化

- 検査手数料や自動車重量税のクレジットカード納付



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉準備整い次第

○その他の利便性向上策

- スマートフォン等を通じた車検手続きの進捗状況の見える化
- 電子車検証を利用した申請書の自動入力化



開始時期：〈登録自動車・軽自動車〉準備整い次第

お問い合わせは、お近くの運輸支局等又は軽自動車検査協会まで



【参考】道路運送車両法関係手数料令（令和8年3月11日より）

【継続検査】 ※〔 〕内は OSS

手続きの種類		納付先		手数料合計額
		国／軽検協	機構	
持込検査	普通自動車	600 円	2,000 円	2,600 円
	小型自動車		1,900 円	2,500 円
	小型自動車（二輪）		1,500 円	2,100 円
	大型特殊自動車		1,600 円	2,200 円
	軽自動車	2,100 円	400 円	2,500 円
指定整備	普通自動車	1,700 円〔1,450 円〕	400 円	2,100 円〔1,850 円〕
	小型自動車			
	小型自動車（二輪）	1,500 円	—	1,500 円
	大型特殊自動車	1,700 円〔1,450 円〕	—	1,700 円〔1,450 円〕
	軽自動車	1,700 円〔1,450 円〕	400 円	2,100 円〔1,850 円〕

【新規検査】 ※〔 〕内は OSS

手続きの種類		納付先		手数料合計額
		国／軽検協	機構	
持込検査	普通自動車	600 円	2,300 円	2,900 円
	小型自動車		2,200 円	2,800 円
	小型自動車（二輪）		1,800 円	2,400 円
	大型特殊自動車		1,900 円	2,500 円
	軽自動車	2,400 円	400 円	2,800 円
完成検査 終了証の 提出	普通自動車	2,000 円〔1,700 円〕	400 円	2,400 円〔2,100 円〕
	小型自動車			
	小型自動車（二輪）	1,800 円〔1,800 円〕	—	1,800 円〔1,800 円〕
	大型特殊自動車	2,000 円	—	2,000 円
	軽自動車	2,000 円〔1,700 円〕	400 円	2,400 円〔2,100 円〕

この表にない手続き（継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査及び構造等変更検査）についての手数料額の詳細は、自動車検査登録総合ポータルサイト（<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp>）をご確認ください。

(2) 自動車検査証の有効期間の取扱いについて

1. 検査証の有効期間の満了する2カ月前の日

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の2カ月前の日
1月30日及び31日	11月30日
2月1日	12月1日
2月15日	12月15日
2月29日	12月29日
4月28日	2月28日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあっては29日)
9月30日	7月30日

○注意事項

自動車検査証の有効期間は満了する日から2カ月を越えて残っている場合申請日当日から起算され、有効期間は短縮されますので、検査前に確認して下さい。

お知らせ

平成27年8月3日（月）より

近畿運輸局管内・神戸運輸監理部管内の
運輸支局、自動車検査登録事務所等の
自動車検査関係のお問合せ電話番号が
変わります。

自動車手続きヘルプデスク一覧

大阪運輸支局

050-5540-2058

なにわ自動車検査登録事務所

050-5540-2059

和泉自動車検査登録事務所

050-5540-2060

京都運輸支局

050-5540-2061

京都南自動車検査場

050-5540-2062

奈良運輸支局

050-5540-2063

滋賀運輸支局

050-5540-2064

和歌山運輸支局

050-5540-2065

兵庫陸運部

050-5540-2066

姫路自動車検査登録事務所

050-5540-2067

自動車手続きヘルプデスクへの移行に伴い、従来の検査窓口の電話番号
は廃止等となりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。



近畿運輸局・神戸運輸監理部

ヘルプデスクのご利用方法

ご利用上の注意

- サービスコード番号表をお持ちでない方も、操作できます。
- 1. ご案内のメッセージに沿って、ご利用になるコード番号を順次選択戴き、ご利用できます。
- 2. 最初にサービスコード一覧表をFAXで取り出しご利用できます。
- 3. オペレーターによるご案内は、開庁日の8:30～17:15までのご利用となり、FAX取り出し及び自動音声案内は、24時間ご利用できます。

①操作

ヘルプデスク電話番号へ電話

②自動音声案内応答

こちらは自動車手続きヘルプデスクです。利用判別のため、「0」を押して下さい。

③操作

「0」をプッシュ

④自動音声案内応答

ご希望の番号をお選びください。案内の途中でも番号操作は可能です。

⑤自動音声案内応答

(サービスコードの1桁目を順次ご案内します。)
(サービスコードの番号を押してして下さい。)

⑥操作

以降、アナウンスに沿って
お進み下さい

サービスコード表により、
「サービスコード」をプッシュ

⑦ご案内

ご指定いただいた情報等を、FAX案内、音声案内又はオペレーターによりご案内いたします。

ヘルプデスクサービスコードの見方

- サービスコードは、各階層の数字で構成されています。
- お問い合わせの内容とサービスコードを確認のうえ、お電話して下さい。

〔検索例〕

白色のナンバープレートの自動車のユーザー車検手続きについて、オペレーターによる案内を受けたい場合は？

サービスコード 2181						
(サービスコード一覧抜粋)						
1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	サービスコード※	
2 白又は緑色の ナンバー プレートの自 動車の車検 以外の相談	1 ユーザー車検 を受ける方	1	初めて検査を受ける方	1	音声案内	2111
				2	FAX案内	2112
		2	継続検査手続き	1	音声案内	2121
				2	FAX案内	2122
		3	新規検査手続き	1	音声案内	2131
				2	FAX案内	2132
		4	構造等変更検査手続き	1	音声案内	2141
				2	FAX案内	2142
		7	自動車検査証の有効期限が切れた場合	1	音声案内	2171
				2	FAX案内	2172
		8	その他・オペレータ	1	音声案内	2181
				2	FAX案内	2182

令和8年4月より昼休憩時間における電話対応を見直します

- ・自動車の検査や登録に係るお手続きについてのお問い合わせは「050」から始まるヘルプデスクにおいて対応をしているところです。
- ・また、運輸支局の検査・登録部門及び自動車検査登録事務所の職員への電話は本ヘルプデスクを経由して対応しております。
- ・今般、運輸支局等の職員の働き方改革の観点から、本ヘルプデスクの受付時間を以下のとおり見直し、昼休憩の時間帯の運輸支局等による電話対応及びオペレーターによる対応を休止することといたしました。

現 行

8 : 30 ~ 17 : 15

4月1日以降

8 : 30 ~ 12 : 00
13 : 00 ~ 17 : 15



- ・自動音声や自動車検査登録総合ポータルサイトによる案内は引き続き24時間対応しております。



○大阪運輸支局 なにわ自動車検査登録事務所

〒 559-0031

大阪市住之江区南港東 3-1-14

TEL 050 (5540) 2059

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 06 (6613) 1234

○独立行政法人自動車技術総合機構

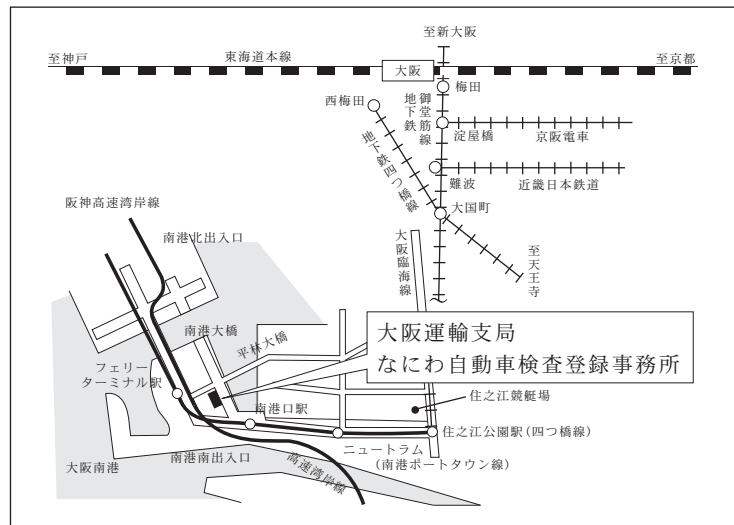
なにわ事務所

TEL 06 (6612) 8060

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

大阪運輸支局

なにわ自動車検査登録事務所付近案内図



○京都運輸支局

〒612-8418

京都市伏見区竹田向代町37

TEL 050(5540)2061

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 075(672)6381

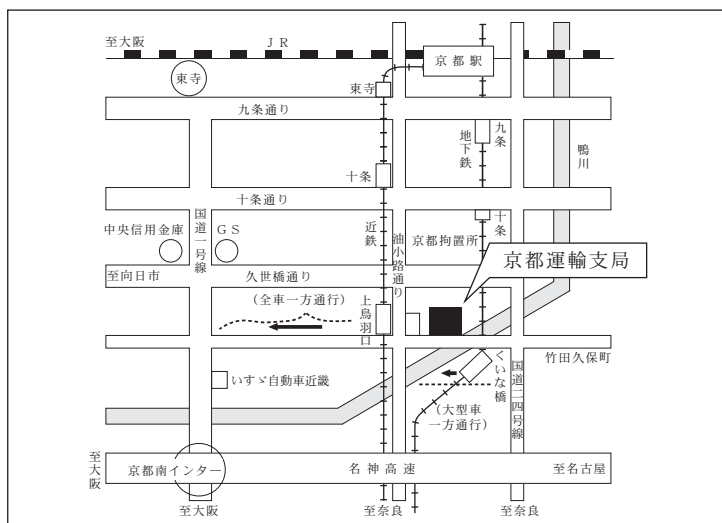
○独立行政法人自動車技術総合機構

京都事務所

TEL 075(681)8595

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

京都運輸支局付近案内図



○京都運輸支局 京都南自動車検査場

〒613-0036

京都府久世郡久御山町大字

田井小字東荒見27-2

TEL 050(5540)2062

振興会予約コーナー

TEL 0774(44)6990

○独立行政法人自動車技術総合機構

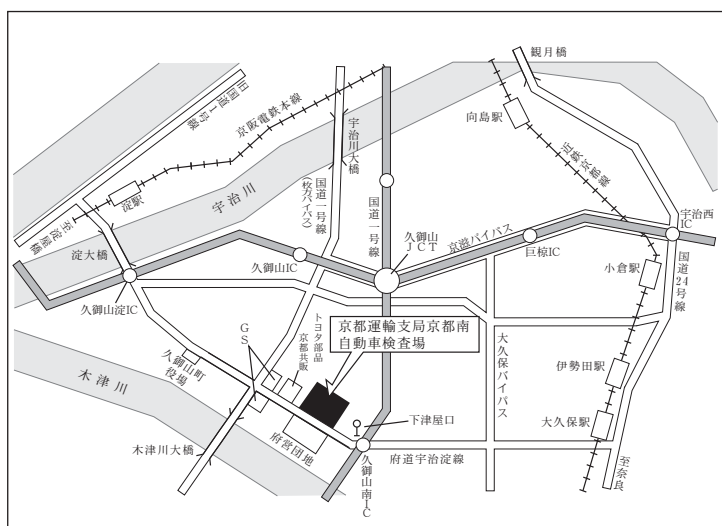
京都南事務所

TEL 0774(44)7440

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

京都運輸支局

京都南検査場付近案内図



○神戸運輸監理部 兵庫陸運部

〒658-0024

神戸市東灘区魚崎浜町34-2

TEL 050(5540)2066

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 078(452)6306

○独立行政法人自動車技術総合機構

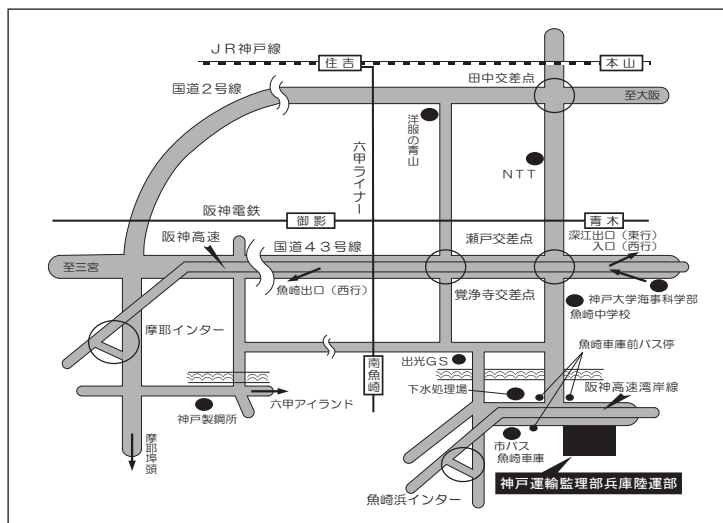
兵庫事務所

TEL 078(453)1895

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

神戸運輸監理部

兵庫陸運部付近案内図



○神戸運輸監理部

姫路自動車検査登録事務所

〒672-8588

姫路市飾磨区中島福路町3322

TEL 050(5540)2067

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 079(235)0247

○独立行政法人自動車技術総合機構

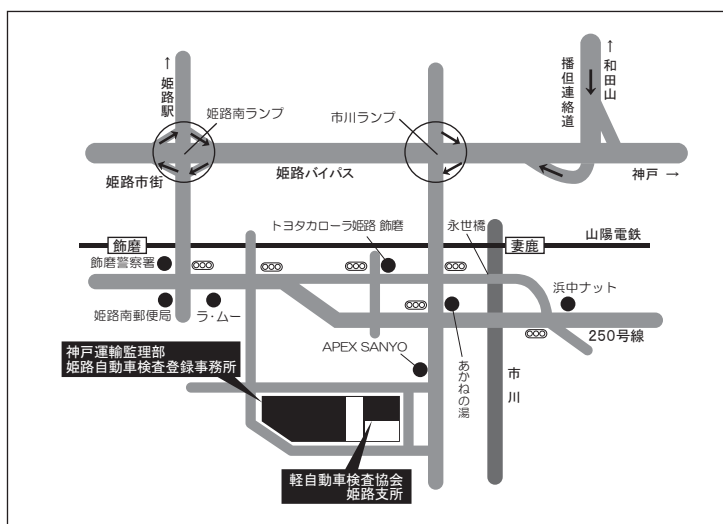
姫路事務所

TEL 079(233)8266

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

神戸運輸監理部

姫路自動車検査登録事務所付近案内図



○滋賀運輸支局

〒524-0104

守山市木浜町2298-5

TEL 050 (5540) 2064

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 077 (585) 7508

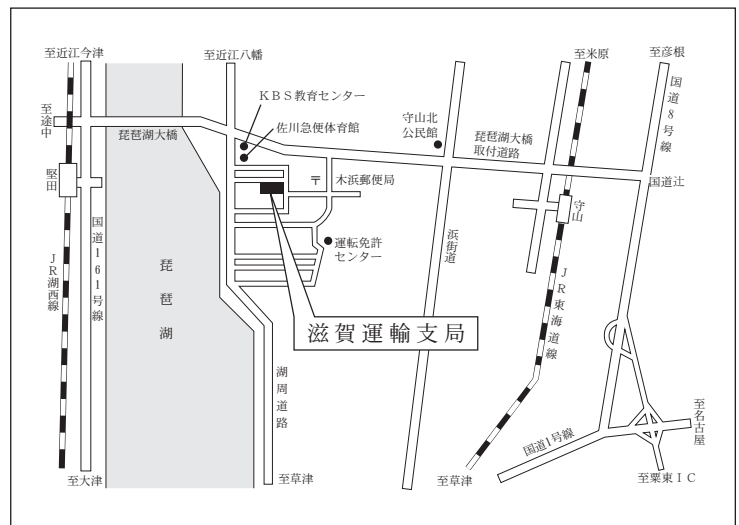
○独立行政法人自動車技術総合機構

滋賀事務所

TEL 077 (585) 7254

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

滋賀運輸支局付近案内図



○奈良運輸支局

〒639-1037

大和郡山市額田部北町981-2

TEL 050 (5540) 2063

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 0743 (57) 6006

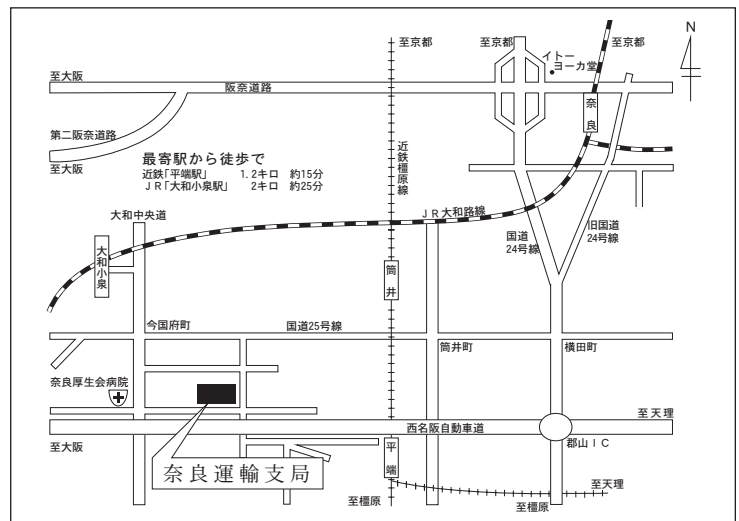
○独立行政法人自動車技術総合機構

奈良事務所

TEL 0743 (59) 2300

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

奈良運輸支局付近案内図



○和歌山運輸支局

〒 640-8404

和歌山市湊 1 1 0 6 - 4

TEL 0 5 0 (5 5 4 0) 2 0 6 5

※登録案内でオペレータにつなぎたい場合は音声ガイダンスが流れた後に037とプッシュしてください。

振興会予約コーナー

TEL 0 7 3 (4 2 2) 2 4 6 6

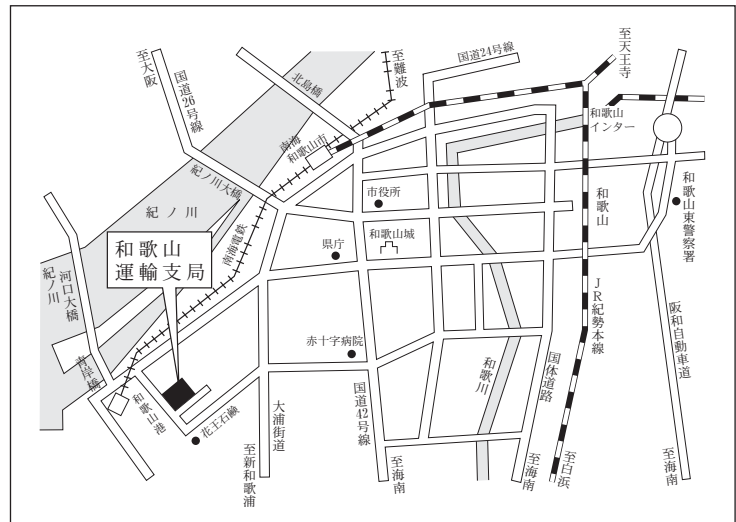
○独立行政法人自動車技術総合機構

和歌山事務所

TEL 0 7 3 (4 2 2) 2 3 6 6

※保安基準に係る適合性・並行輸入車・改造自動車等届出書の取扱いについては、上記連絡先にお問い合わせください。

和歌山運輸支局付近案内図



2. 事務関係

(1) 車台番号等の打刻部分の修理について

最近、車台番号及び原動機型式の打刻部分を許可なく溶接したり、パッチ当てをしたり、或いは切断する向きが非常に多く、これらは車両法第31条によって何人といえども禁止されている。もし無断で違反したもののには、車両法第107条によって30万円以下の罰金若しくは1年以下の懲役に処し、又は併科することになっているので、今後は斯の如き違反のないように関係者に周知徹底し、遺憾なきを期せられたい。

なお、許可を得る場合は下記により実施されたい。

記

1. 車台番号（含原動機型式）打刻部分修理許可申請書2通（別紙）
2. 許可申請書には打刻部分の拓本・写真（車台番号・登録番号、車輛の破損状況等が確認できるもの）及びその他必要な書類を添付すること。

※許可申請は亀裂、その他修理を必要とする場合に限る。

《参考》道路運送車両法（抜粋）

（打刻の塗まつ等の禁止）

第31条 何人も自動車の車台番号又は原動機型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。

但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けたときはこの限りではない。

〈参考〉《職権打刻許可手続の例》

打刻部分、破損又は修理が必要

・ 事業者

打刻部分修理許可申請（2通）
現車提示（提示不可能な時は写真による）

・ 整備部門

打刻部分修理許可書の交付

・ 事業者

修理、旧打刻部分切断後保存

・ 登録部門

変更登録申請（打刻部分修理許可書及び旧打刻部分提出）

・ 整備部門

現車提示、打刻

・ 登録部門

変更手続完了

（注）○後日、自動車損害賠償責任保険証明書の車台番号欄の訂正を必要とするときは、変更登録申請までに旧車台番号の登録事項証明書を取っておくこと。

令和 年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長 殿
神戸運輸監理部長 殿
自動車検査登録事務所長 殿

所有者氏名 印

事業者氏名 印

認証番号	
------	--

車台番号（含原動機型式）打刻部分修理許可申請書

1. 車名

初度登録年 年 型式

2. 登録番号

（車両番号）

3. 車台番号

（原動機型式）

4. 理由

5. 拓本

本件について許可します。

第 号 令和 年 月 日

近畿運輸局 運輸支局長
神戸運輸監理部長
自動車検査登録事務所長

(2) 車台番号等の打刻部分の修理許可について

車台番号及び原動機型式の打刻部分を修理する場合には、運輸支局長等の許可をうけた後、修理するよう「車台番号等の打刻部分の修理許可について」の通達により関係者に通知しているが、その手続を下記のとおり改めたので貴傘下会員に周知方御願います。

記

1. 車台番号（含原動機型式）打刻部分修理許可申請書2通を整備課に提出する。
2. 提出した許可申請書のうち1通を支局長（所長）決裁の後許可書として申請者に交付する。
3. 修理が完了し、その車両の職権打刻をうけようとする場合には、前に交付した許可書を登録部門に提出し職権打刻の決裁をうけ、次の書類を検査場に持参して職権打刻をうける。

この場合、原則として旧打刻部分は切り抜いて打刻担当検査官に提出するものとする。

- (イ) 変更登録申請書
 - (ロ) 自動車検査証記入申請書
 - (ハ) 打刻部分修理許可書
 - (ニ) 職権打刻許可の決裁書
 - (ホ) 自動車検査証
 - (ヘ) 委任状
 - (ト) 部品販売証明書
4. 職権打刻が完了した場合には上記書類を登録部門の受付窓口へ提出し、自動車登録ファイルを変更した後登録部門で自動車検査証を訂正して申請者に返却する。（以下略）

〔参 考〕

職権打刻の取扱いについての業務連絡は次のとおりである。

- (イ) 新規、継続検査の場合で職権打刻する必要がある場合は従来通り登録部門において立案し支局長（所長）決裁をうけた後打刻する。
- (ロ) ポールトレーラに変更するため職権打刻を要するものは打刻許可申請書2通を提出させその1通に旧打刻を×印の刻印で抹消した拓本と、新たにポールトレーラとして使用するフレームに※「大大」の刻印を打刻した拓本を貼付して担当検査官が割印した後返却する。ポールトレーラが完成したときは、その申請書を登録部門に提出させ、職権打刻許可の決裁をうけ、検査申請書を添付して職権打刻するものとする。
- (ハ) 車枠の変更によって職権打刻を必要とするものは、旧打刻を×印の刻印で抹消した後職権打刻する。この場合、職権打刻の立案について（イ）の例による。

※ 運輸支局名を示す符号であり、この場合は大阪運輸支局を示す。

3. 検査関係

(1) 検査機器による検査基準（抜粋）

制動力（保安基準第12条、細目告示第93条、第171条 審査事務規程9-3）

項 目			判 定 基 準		
主制動装置	和	一般車両	制動力の総和	4.90N/kg（重量の50％）以上	※B C
			後車輪制動力の和	※審査時車両状態	0.98N/kg（後軸重の10％）以上
		トレーラ	制動力の和	4.90N/kg（軸重の50％）以上	※B C
	※A	制動力の総和	車両総重量の	3.92N/kg（40％）以上	※B
	左右の制動力の差			0.78N/kg（軸重の8％）以下	
駐車ブレーキ		制動力の総和	※審査時車両状態	1.96N/kg（重量の20％）以上	※D
分離ブレーキ		制動力の総和			

※審査時車両状態＝空車状態＋55kg（運転者1名：前軸重に加える）
 ※A：最高速度80km/h未満で 車両総重量÷車両重量≤1.25倍の車両
 ※B：前軸の全車輪がロックし計測が困難な場合は、基準に適合するものとみなす。（全車輪ロック）の記載要
 ※C：ブレーキ・テストのローラが濡れている時は、3.92N/kg（40％）以上の基準を適用する。（W）の記載要
 ※D：駐車ブレーキの全ての車輪がロックし、計測することが困難な場合は、駐車制動力は基準に適合しているものとみなす。（全車輪ロック）の記載要

走行用前照灯（保安基準第32条 細目告示第42条、第120条、第198条 審査事務規程9-8）

項 目			判 定 基 準	
光 度	2灯式前照灯	すれ違い用前照灯が同時に点灯しないもの	1灯につき	15,000cd 以上
		すれ違い用前照灯が同時に点灯するもの		12,000cd 以上
		12,000cd 未満の場合はすれ違い用前照灯との合計	合計が	15,000cd 以上
	4灯式前照灯	主走行ビーム	1灯につき	12,000cd 以上
		12,000cd 未満の場合は他の走行ビームとの合計	合計が	15,000cd 以上
光軸の範囲	左右前照灯 最高光度点 の範囲 (前方10m)	左右方向の振れ	27cm以下	
		水平方向の振れ	上 方 下 方	
			10cm以下 取り付け高さの1/5以下	

※最高光度の合計は430,000cd 以下

すれ違い用前照灯（保安基準第32条 細目告示第42条、第120条、第198条 審査事務規程9-8）

（平成10年9月1日以降の製作車）

項 目			判 定 基 準	
光 度	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下 1m超え	左 23cm 下 11cmの測定点で 左 23cm 下 16cmの測定点で
		すれ違い用前照灯の中心高さ		1灯につき6,400cd 以上
	カットオフラインが確認できないもの等			下欄の範囲内の最高光度点で
光軸の範囲	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下 1m超え	
		すれ違い用前照灯の中心高さ		前方10mでエルボ一点が 左の にあれば適合
	カットオフラインが確認できないもの等	1m以下		最高光度点が左の いずれかの に あれば適合
		1m超え		

サイドスリップ（保安基準第11条 細目告示13条、第91条、第169条 審査事務規程9-2）

項 目	判 定 基 準
4輪以上の自動車のかじ取車輪の横すべり量	走行1mにつき ±5mm以下は適合

※一部例外車両あり

車載式故障診断装置の診断結果（検査用スキャンツール）

（保安基準第11条、第12条、第31条、第43条、第48条 細目告示第91条、第93条、第119条、第145条、第150条、第169条、第171条、第197条、第223条、第228条 審査事務規程9-13）

項 目	判 定 基 準
OBD検査結果「結果詳細表示」の内容を確認する	検査結果が「適合」となっているか確認する

速度計（保安基準第46条 細目告示第148条、第226条 審査事務規程9-11）

項 目			判 定 基 準			
指示の誤差	一般車両	測定車の速度計が 40km/h を指示した時 のテストの指示値	H18 年 12 月 31 日までの製作車	31.0 ～	44.4 (-4.4)	
			H19 年 1 月 1 日以降	〃	(+9.0) 42.5 (-2.5)	
	二輪、側車付二輪、三輪、		H18 年 12 月 31 日まで	〃	29.1 ～	44.4 (-4.4)
			H19 年 1 月 1 日以降	〃	(+10.9) 42.5 (-2.5)	

排出ガス：一酸化炭素及び炭化水素（保安基準第31条 細目告示第41条、第119条、第197条 審査事務規程9-6）

		H10 年規制前		H10 年規制以降							
一般車両	4 サイクル	4. 5%	1, 200ppm 以下	1% ・ 300ppm 以下（GA ・ GB を除く 2 桁 ・ 3 桁型式）							
	2 サイクル		_____								
	特殊エンジン		3, 300ppm 以下 ← 特殊エンジン自動車（審査事務規程9-6参照）								
軽自動車	4 サイクル	4. 5%	1, 200ppm 以下	2% ・ 500ppm 以下（2 桁 ・ 3 桁型式）							
	2 サイクル		_____								
		H19 年規制前		H19 年規制以降							
大型特殊		_____		1% ・ 500ppm以下（EAT、EBT、ELT以降）							
		H11年規制前		H11年規制		H19 ・ H28年規制		R2年規制			
小型二輪	4 サイクル	_____	4. 5%	2, 000ppm以下	BC	3. 0%	1, 000ppm	EBL 2BL	0. 5%	1, 000ppm	8BL
	2 サイクル			7, 800ppm以下	BD						

黒煙・粒子状物質（保安基準第31条 細目告示第41条、第119条、第197条 審査事務規程9-7）

H5年規制前		H5・6年規制		H9年規制以降（目視不可）		H21・22・26・28・30年規制	
黒煙汚染度		40%以下		25%以下		0.50m ⁻¹	
粒子状物質（スクリーニング値）		1.62m ⁻¹		0.80m ⁻¹		0.40m ⁻¹	
粒子状物質（閾値）		1.29m ⁻¹		0.64m ⁻¹		0.40m ⁻¹	

警 音 器（保安基準第43条 細目告示第141条、第219条 審査事務規程9-10）

車両製作時期	測 定 方 法	判定基準
H15年12月31日以前	車両中心前端から2m、高さ1mの位置：2回測定した平均値（補正回路C特性）	90～115dB
	車両中心前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大音の位置 2回測定した平均値（補正回路A特性）	93～112dB
H16年1月1日以降	車両中心前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大音の位置 2回測定した平均値（補正回路A特性）	87～112dB

近接排気騒音（保安基準第30条 細目告示第40条、第118条、第196条 審査事務規程9-5）

自動車の種別			10年規制前	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制	26年規制	28年規制	
乗車定員10人以下 の乗用車		定員7人以上	103dB	103dB	100dB	100dB	100dB	100dB	車 検 証 の 備 考 欄 に 記 載 の 値 + 5 dB	
					その他	96dB	96dB	96dB		96dB
		定員6人以下		後部にエンジン	100dB	100dB	100dB	100dB		100dB
				その他	96dB	96dB	96dB	96dB		96dB
定員 10人 以下 の 乗 用 車 を 除 く	総重量3.5トン超で 150kw超	全輪駆動車	107dB	107dB	107dB	107dB	99dB	99dB		
		貨物車								
		バス								
	総重量3.5トン超で 150kw以下	全輪駆動車	105dB	105dB	105dB	105dB	98dB	98dB		
		貨物車								
		バス								
	総重量3.5トン以下	1.7トン超	103dB	103dB	103dB	97dB	97dB	97dB		
		総重量1.7トン以下	103dB	103dB	97dB	97dB	97dB	97dB		
	軽自動車	運転者前方にエンジン	103dB	103dB	97dB	97dB	97dB	97dB		注1 注2
		上記以外			103dB	97dB	97dB	97dB		
二輪車		小型	99dB	99dB	99dB	99dB	94dB	94dB		
大型特殊自動車			110dB	110dB	110dB	110dB	110dB	110dB		

※ 測定方法は審査事務規程別添参照 別添9 絶対値規制適用時 / 別添10 相対値規制適用時

注1 交換用マフラー（社外品）の装着プレート（性能確認済表示）に、近接排気騒音値が表示されているマフラーについては、表示されている「近接排気騒音値+5デシベル」の値を上限値とし相対値規制適用時の方法により検査を行う。

注2 交換用マフラー（社外品）の装着プレート（性能確認済表示）に、近接排気騒音値が表示されていないマフラーについては、表の「自動車の種別」に示す該当車両の平成26年規制の値と自動車検査証備考欄に記載された「近接排気騒音値+5デシベル」の値を比較し、どちらか高い方を上限値とし、絶対値規制適用時の方法により検査を行う。